

八代市生涯学習自主講座クラブに関する要領

（目的）

第1条 この要領は、八代市の生涯学習の推進を図るため、市民が自主的に学習活動を実施する生涯学習自主講座クラブ（以下「学習クラブ」という。）の登録及び支援について必要な事項を定めるものとする。

（登録要件）

第2条 学習クラブとして登録できる団体は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- （1）生涯学習活動（スポーツ活動を除く。）を継続的に月1回以上行う団体であること。
- （2）組織体制（代表者、会則、会員名簿等）が整備され、会員により自主的に運営されていること。
- （3）会員は、原則として、八代市に居住し、又は通勤・通学する者で、会員及び日常の活動人員が5名以上であること。
- （4）特定の法人、家元制度等の組織に属しておらず、学習クラブの名称等にそれらの名称を用いていないこと。
- （5）代表者が当該学習クラブの講師でないこと。また、当該学習クラブの講師が実質的な運営者でないこと。
- （6）講師謝礼がある場合は、生涯学習課が行う公民館講座等に準じていること。

（申請）

第3条 学習クラブとして登録を受けようとする団体は、登録申込書（別紙様式1）に施設年間利用計画書（別紙様式2）、会員名簿（別紙様式3）及び会則等を添えて八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、八代市生涯学習自主講座クラブ登録完了通知書（別紙様式4）、又は八代市生涯学習自主講座クラブ登録却下通知書（別紙様式5）により当該登録申請をした団体に通知するものとする。

（登録期間及び更新）

第4条 学習クラブの登録期間は、登録申請のあった年度内とする。

2 次年度への登録更新を希望する場合は、登録更新申請書（別紙様式6）、施設年間利用計画書及び会員名簿を、2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の登録更新の申請について準用する。

（利用できる施設）

第5条 学習クラブが利用できる施設等は、居住し、又は通勤・通学する会員が最も多い校区のコミュニティセンターとする。ただし、前条の規定による登録申請及び登録更新の時点において、当該コミュニティセンターに空きがないとき、又は希望する施設・設備がない等やむを得ない理由があるときは、他のコミュニティセンターを利用することができる。

2 学習クラブは、前項の規定によりコミュニティセンターを利用するときは、八代市コミュニティセンター条例（平成28年八代市条例第40号）及び八代市コミュニティセンター条例施行規則（平成28年八代市規則第23号）の規定により、利用の許可を受けなければならない。

(学習クラブへの支援等)

第6条 学習クラブは、週1回を限度とし、コミュニティセンターの使用料（冷暖房使用料等の附属設備使用料を除く。）の免除を受けることができる。

2 前項に規定する使用料の免除は、1回の活動で複数の施設を使用し、又は複数の使用時間区分にわたり施設を使用する場合は、一の施設又は使用時間区分の使用料のみを免除の対象とする。

(変更届)

第7条 学習クラブは、名称、代表者等に変更があった場合、変更届（別紙様式7）を教育委員会に提出しなければならない。

(解散)

第8条 学習クラブを解散するときは、解散届（別紙様式8）を教育委員会に提出しなければならない。

(取消)

第9条 学習クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、学習クラブの登録を抹消する。

- (1) 偽りその他不正な手段により学習クラブの登録を受けたとき。
- (2) 第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 八代市コミュニティセンター条例（平成28年条例第40号）の規定に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が学習クラブの登録を不適当と認めたとき。

(報告)

第10条 学習クラブは、年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、4月末日までに活動報告書（別紙様式9）及び活動月別報告書（別紙様式9の2）を教育委員会に提出しなければならない。

(協力)

第11条 学習クラブは、教育委員会が依頼する事業等への参加を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年1月4日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

改正前の八代市公民館自主講座クラブに関する要領の規定によりなされた登録その他の行為は、改正後の八代市生涯学習自主講座クラブに関する要領の規定によりなされたものとみなす。